

清 監 第 3 4 号
令和 6 年 8 月 29 日

清水町長 関 義弘 様
清水町議会議長 佐野 俊光 様
清水町教育委員会教育長 朝倉 和也 様

清水町監査委員 鈴木 清文
同 松浦 俊介

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、清水保育所、清水幼稚園、南保育所、清水西幼稚園、清水北幼稚園及び清水南幼稚園の定期監査を令和6年8月19日から20日まで実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和6年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項

2 監査の期日及び対象

令和6年8月19日 清水保育所、清水幼稚園、南保育所

令和6年8月20日 清水西幼稚園、清水北幼稚園、清水南幼稚園

3 監査の範囲

令和6年7月末日までの町立保育所及び町立幼稚園の財務に関する事務の執行が適正・適切に行われているかについて監査を行った。

4 監査の着眼点

- (1) 人員配置は適正か。職員の時間外勤務時間、休暇取得状況は適正か。
- (2) 施設、設備及び遊具の安全対策、災害発生時の対応は適正か。
- (3) 児童の健全育成への取組は適正か。
- (4) 保育所・幼稚園の機能の多様化及び課題の複雑化への対応は適正か。

5 監査の方法

こども未来課、町立保育所及び町立幼稚園から提出された定期監査調書及び提示資料並びに関係書類等に基づき、こども未来課長、同課長補佐から監査委員室においてヒアリングを行った後、各施設に出向いて所長（園長）から説明を受け、書類等の突合、その他通常実施すべき監査を実施したほか、施設の現況確認を行った。

6 提出資料等

(1) 定期監査調書

ア 所掌事務の概要及び事務事業の実施状況

イ 職員数及び分掌事務等

~~ウ 予算執行状況（歳入）~~

エ 予算執行状況（歳出）

~~オ 前渡資金の取扱状況~~

~~カ 委託関係執行状況~~

~~キ 使用料及び賃貸料執行状況~~

~~ク 工事の執行状況~~

ケ 備品の購入・廃棄状況

~~コ 補助金の交付状況~~

サ 時間外勤務状況

(2) 定期監査提示資料

ア 出勤簿

イ 年休・特別休暇処理簿

ウ 旅費伝票又は地域内旅行命令書

エ 出張復命書

オ 時間外勤務命令簿

~~カ 現金取扱簿（資金前渡）~~

~~キ 切手受払簿~~

ク 備品台帳又は備品廃棄台帳

~~ケ 業務委託、賃貸借等の契約書~~

コ その他監査委員が指示する書類

7 監査の結果

監査対象の町立保育所及び町立幼稚園における財務に関する事務は、関係法令、財務規則に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。

また、事前審査を行う過程で気付いた事務処理上の軽微な誤り等については、文書をもって注意を促してあるため、改善及び検討が必要な事項には適切な処置を願いたい。

なお、前回（令和4年度）、意見を付した事項については、総じて適切な対応が図られており、現場に従事する職員らの意識の改善が認められると同時に、所管課による指導・助言による成果であると考えられるので、今後も双方向における連携を円滑に保ちながら、児童の健全育成に努められたい。

さて、保育所や幼稚園の施設の老朽化に加え、就学前児童の著しい減少などが全国的な課題となっており、これらの解決に向け、清水町においても施設の再編に向けた検討を進める中、この度、『清水町幼稚園・保育所再編計画』が策定されたところである。この計画によると、「清水北幼稚園」は令和8年度末、「清水西幼稚園」は令和9年度末、そして「清水保育所」は令和10年度末をもって、順次、それぞれが役割を終えることとなっており、それ以外の施設については、必要な改修等が施され、ニーズを踏まえた新たな役割を担う方向とされている。

しかしながら、存続する、しないに関わらず、時の経過とともに施設の老朽化は「待ったなし」で進んでいくため、年々生じるであろう不具合箇所への対応と児童の安全・安心の確保とのバランスは、極めて難しい判断となることが想定される。

したがって、所管課にあつては、これまで以上に現場に足を運び、現場の意見に耳を傾け、緊急性と経済性の均衡を高い次元で保つことを念頭におきながら、先を見据えた判断をもって取り組んでいくよう要望する。

なお、個別の具体的な審査結果、その他意見は次のとおりであり、今後の参考にされたい。

- (1) 出勤簿について
前回からはおおむね改善がなされ、適切に処理されている。
- (2) 休暇処理簿（年次休暇・特別休暇・代休・週休の振替）について
特に「年次休暇請求簿」や「特別休暇」の処理において、前回から大幅な改善がなされ、適切に処理されている。
- (3) 時間外勤務命令簿について
業務内容は『詳細に記入のこと』とされているため、特に正規職員の「時間外勤務命令簿」において、「行事準備」、「教材準備」、あるいは「新年度準備」、「次月保育準備」などは業務内容として相応しいものではないため、今後は具体的な内容に改めること。
- (4) 旅費支出負担行為伺票について
適正に処理されている。
- (5) 出張復命書について
適切に処理されている。
- (6) 備品（購入・廃棄）の管理について
適切に処理されている。

(7) その他意見

○貴重な人材の確保

前回も意見の中で触れているが、外国籍の児童数の増加は、清水西幼稚園で顕著となっており、8月1日現在で全58人の受入児童のうち外国籍の児童は22人で、とりわけ5歳児のクラスにあつては23人中12人と半数を超えるなど、本来の児童育成を越えた現場の負担を踏まえると、いつまでも看過できる状況にない

以前は、汎用型の音声通訳機（情報端末）を導入するなど、対応に苦慮していたが、幸いなことに、令和4年10月から、求められる複数の外国語が堪能な人材を会計年度任用職員（7時間勤務）として確保することができたことで、通訳支援に大きな役割を果たしており、最大の課題であった外国籍の保護者との意思疎通に関しても、極めて重要な役割を担っている。

当町にとって、もはや欠かすことのできない類まれな能力を有する貴重な人材であるため、従前の任用制度等に頑なに縛られることなく、処遇の一層の改善を図るなど、将来にわたって確保していくために柔軟な対応を願いたい。

○ 防犯に向けた対応

防犯対策の一環として、不審者の侵入への備えのため各施設に防犯カメラを設置しているが、日常的な危機管理という側面から、必要に応じた確認を行うことができるよう、既設のモニターについて、多くの職員の目に触れる位置への移設を検討するとともに、モニターの画像が暗くて見にくい施設が見受けられたので、併せて照度の再点検の実施を願いたい。

また、今となっては既設のモニターは小さすぎて、画像を確認するうえで好ましいものでないため、大きなサイズへの変更も検討されたい。

○ ICTの利活用

保育所や幼稚園のICT化については、国による自治体DXの推進と相まって、全国的にも急速な広がりを見せている。そのような中、当町では近隣市町に比べ遅れをとったが、教育教材用タブレット端末について、この6月に各クラスに1台が導入されたところであり、「保護者との各種連絡・情報共有」、「帳票の作成管理」など、いわゆる事務的業務のICT化を行うことにより、保育士や教諭らが子どもと向き合う時間の一層の確保が期待される。

そのほか、従事する職員の「シフト管理」や「勤怠管理」など、多種多様な機能を備えていることから、今後、所管課による管理のもと、関連のサブシステムの積極的な運用がなされ、ICT化に伴う事務改善が一層進むことを期待するものである。